

要対応技術情報リスト(累積)

番号	件名	事象の概要	対応状況	目標終了時期	規制庁担当課
S2013-03	もんじゅにおける保安規定遵守義務違反等について	平成24年9月のもんじゅの保安検査において、保全計画の変更をせずに点検間隔が変更されている事例1点があると指摘。11月27日、JAEAは保全計画に定められた点検時期を超過している機器が9,679個確認されたこと等を当庁へ報告。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月、JAEAに対し、点検時期を超過している未点検機器に対する点検を早急に行うこと、保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ保全計画の見直しを行うこと、これらの結果について平成25年1月31日までに報告することを命じた。(平成24年12月12日原子力規制委員会) 平成25年5月、本件違反の直接的な原因、組織的要因に係る分析結果、それらを踏まえたJAEAの再発防止対策に対する規制当局としての評価及び今後の対応をとりまとめ、JAEAに対し保安措置命令及び保安規定変更命令を発出した。また、文部科学省に対し、JAEAが命令を確実に実施するようJAEAに対する指導・監督を求める要請を行った。(平成25年5月29日原子力規制委員会) 平成25年度第1回保安検査以降、毎回の保安検査において、命令に係る対応状況、改善に向けた取組等について確認を行っている。 今後、JAEAから保安措置命令に対する報告及び保安規定変更命令に対する申請がなされた際には、厳格にその内容を確認していく。 	未定	規制管理官 (新型炉担当)
S2013-05	保守的でない燃料貯蔵の臨界安全解析	NRCは、燃料貯蔵の臨界安全性に関するモンテカルロ計算コードの誤差の不確かさ及び減損の不確かさが適切に扱われないと最大実効増倍率の推定値が非保守的になる可能性について周知。	燃料貯蔵の臨界安全評価において、日本の状況に適した臨界安全評価基準や審査指針の整備等を行うため、H25年度より安全研究を実施中。	平成27年度末	原子力規制企画課
S2013-06	蒸気ボイドによる余熱除去系の機能不全の可能性	NRCは、余熱除去ポンプ吸込管で発生したボイドによる余熱除去系の機能不全の問題について通知し、余熱除去系の操作手順の重要性を周知。	<ul style="list-style-type: none"> NRCでは米国内の発電所の状況を確認中。 国内事業者の対応状況を確認中。 	平成26年度	原子力規制企画課規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) 規制管理官(再処理)
S2013-07	制御室居住性	NRCはTMI以降、制御室居住性に関する規制要件を検討し、平成15年6月12日、GL2003-01により、制御室への空気流入量等の規制要件への適合について、事業者へ回答を求めた。 平成16年8月、美浜3号機二次系配管破損事故後の調査により、タービン建屋内で発生した蒸気の中央制御盤内への進入が認められ、制御室居住性に関して国内に課題があることが明らかになった。	事業者にて対策を実施中。新基準に対する適合性審査とその後の検査で、本件に対する対応内容を確認する予定。	未定	原子力規制企画課
Y2013-01-01	化学物質の漏えい又は流出によるプラント通常運転への影響	以下の米国プラントにおいて、化学物質が建屋内又は建屋付近で漏えい又は流出し、緊急時活動レベル(EAL)ガイドラインに従い、警戒態勢等の対応を取り、その後、解除。 ① 次亜塩素酸ナトリウム(2012/1/5)(Prairie Island(PWR)) ② 次亜塩素酸ナトリウム(2011/7/5)(Dresden(BWR)) ③ フロン12(2010/8/10)(Susquehanna(BWR)) ④ フロン冷却剤(2010/5/19)(Quad Cities(BWR))	より詳細な評価を行うための、制御室居住性に係る有毒ガス評価ガイドの検討を進めている。	H26年度	技術基盤課

Y2014-09-01	空気と水の相互作用による消火系配管内部での腐食	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年3月、Perry1号機(BWR)において、NRC検査官は、スプリンクラー系統の水抜きが可能となるようにスプリンクラー配管を設置していないことを発見した。その後の検査で水が残留していた配管下部は腐食していたことが判明した。 ・2011年9月2日、Monticello 1号機(BWR)において、取水建屋の予作動式スプリンクラー配管が部分的に閉塞し、水流を妨げていることが判明した。水抜きのため配管に傾斜をつけるという設計要件に適合していなかった。 ・2010年10月1日、LaSalle発電所(BWR)の設置者が化学実験室内の予作動式スプリンクラー系統で流れ試験を実施した結果、水抜きホースに接続する弁への水流及び、一本の分岐配管の水流が、腐食生成物により妨げられていることが判明した。設置者は是正措置として全ての分岐を水洗し、また試験後に系統全体を水洗するように試験手順を変更した。さらに設置者は、低い位置に水抜きポイントを設け、腐食発生の可能性を低減するために空気の代替として窒素を用いて系統を加圧することを検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉、研究開発段階炉、再処理施設については、安全上重要な安全重要施設設置エリアに、現状では、米国の事例で問題とされた型式のスプリンクラーは設置されていないため、直ぐに必要とされる規制対応はない。 ・核燃料使用施設、試験研究炉、核燃料加工施設については、代表的な施設に対して実態調査を行い、米国の事例で問題とされた型式のスプリンクラーは設置されていないことを確認。他の施設については、許認可関連資料より米国の事例で問題とされた型式のスプリンクラーは設置されていないものと思われるが、今後の審査等の機会に引き続き注意を喚起していく。(今回終了。) 	平成26年度	原子力規制企画課 規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) 規制管理官 (再処理・加工・使用)
-------------	-------------------------	--	---	--------	---